

2023-2024 年度 第 9 回 (一社)神奈川県建築士事務所協会 業務支援委員会 議事録			
開催日時	令和 6 年 3 月 2 9 日 (金)	会 場	神事協会議室およびWEB会議
出席者 (参集:○) (Web :W)	副会長 ○山口雄 委員長 ○鈴木 副委員長 ○永島 委員 ○渡邊・金子・○長友・磯・○早川・W大塚・○江間・○天草		
1. あいさつ 山口副会長より			
2. 各種報告事項			
①前回議事録の確認			
②日事連・令和 6 年度単位会組織強化支援事業申請報告			
・日事連事務局の伊藤からの疑義等対応について			
			20240327 受け
令和 6 年度単位会組織強化支援事業の実施について			
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会 伊藤様より			
この度は、令和 6 年度単位会組織強化支援事業にご申請いただき、有難うございました。			
申請書の内容を確認した結果、以下の項目についてご確認をいただき、速やかにご対応いただきますようご協力の程よろしくをお願いいたします。			
【「会員サポートセンター」コンテンツの更なる充実と事務所協会の広報拡充事業】			
・会員サポートセンターのコンテンツの充実と広報拡充事業（メディアを活用した PR 等）はそれぞれ別々の事業であり、一つの事業としては申請いただけません。			
二つの事業として分けて申請いただくことは可能ですが、そうすると、全体として 4 事業となり、申請可能事業数を超えてしまいます。 どうされるか、ご検討ください。			
・会場費（説明会）として 150,000 円が計上されていますが、これは何の説明会でしょうか。			
また、見積書（積算根拠となる資料）を提出してください。			
・印刷製本費（チラシ印刷代）として 148,500 円が計上されていますが、これは何のチラシでしょうか。			
・旅費交通費として 300,000 円が計上されていますが、参加人数及び開催回数が過大ではないかと思われます。いかがでしょうか。			
旅費交通費が過大と判定された場合、上限 200,000 円の調整対象となることもありますので、ご承知おきください。			
・委託費は総事業費の三割程度以内を条件に、支援対象としております。			
従って、広報費として計上された 440000 円を除くと総事業費が 1,458,500 円となり、支援対象上限額は 437,550 円となります。			
以上を踏まえて、事業概要には、説明会、講習会、各委員会の開催予定等について、もう少し詳細な内容を追記してください、			
また、予算書は必要な修正をお願いいたします。			
→ 事業名から「事務所協会の広報拡充事業」を削除			
→ 支出から「事務所協会の広報拡充事業」の内容を全て削除			

- 会場費の説明に「事業継承説明会」3回分と追記
- チラシ印刷費に「コンテンツ周知用」と説明会資料印刷費（1,000 円×50 名×3 回）を追記。
- 旅費交通費 各委員会に（理事会、支部長会、業務支援委員会、広報情報委員会）を追記。
- 事業総額 1,682,000 円（日事連補助 981,000 円 当会負担 701,000 円）に修正。

以上、修正したものを白井日事連副会長にも確認頂くこととした。修正等が無い場合は、そのまま提出する。

③3/11 広報情報委員会合同会議の報告

- ・協力事務所紹介サービスの登録内容の変更方法について
当面は、紙ベースでの対応となることを説明。いずれは、会員 ID でログインして修正できるようにしたい。（次年度以降検討）
- ・会員サポートセンターのトップページ（メニュー）に戻るボタンが欲しい。
- ・講習会年間スケジュールにアイコン（色も含めて）の表示がない。→ 修正対応をお願いする。
- ・「会員サポートセンター」の管理と統括は、どこが担うのか。
→ HP は、広報情報委員会。内容、整理などは、業務支援委員会。

3. 議題

（１）「会員サポートセンター」について

1) チラシの報告

- ・最終のチラシ案を確認した。

2) (株)建通新聞 広告の報告

- ・3/28 掲載ミス（2色が白黒で）、4月8日又は9日に再掲載予定であることを報告。
- ・記事については、鈴木委員長が対応することとした。

3) 神奈川県行政書士会との協定締結について（4/18 理事会上程）

- ・5月協定締結に向けて、各会で最終内容の確認中であることを報告。

①行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定書（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）は、行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）及び建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介等に関し、以下のとおり協定を締結する。

第1条（行政書士等の紹介）

乙の会員が乙に対し行政書士等の紹介を希望する場合、乙は甲に対し行政書士等の紹介を依頼することができ、甲はこの依頼を受諾することができる。

第2条（建築士事務所等の紹介）

甲の会員が甲に対し建築士事務所等の紹介を希望する場合、甲は乙に対し建築士事務所等の紹介を依頼することができ、乙はこの依頼を受諾することができる。

第3条（直接受任）

- 1 本紹介制度において、行政書士等または建築士事務所等は、紹介を受けた個別案件について相談者から直接受任することを妨げない。
- 2 甲及び乙は、行政書士等または建築士事務所等に対し、当該受任は当該行政書士等または建築士事務所等が責任をもって行うものであり、甲及び乙に何ら責任を生じるものではないことを相談者に対し明示させるものとする。

第4条（第三者への情報提供）

相談者に関する情報については、相談者の書面による同意を得ることなく第三者に開示してはならない。

第5条（事務局の設置）

- 1 甲の事務局は神奈川県行政書士会事務局とする。
- 2 乙の事務局は業務課担当事務局とする。

第6条（対応できる会員がいないときの処置）

依頼に対応できる会員がいない場合には、速やかに他方当事者に対し、連絡するものとする。

第7条（苦情の処理について）

被紹介会員への苦情については、当該会員の所属会へ申立するものとし、その苦情についての対応については、その所属会の処理にゆだねるものとする。

第8条（必要事項の協議）

本紹介制度等の運営について必要な事項は別途定める。

第9条（運営協議）

- 1 共同での相談会の開催、一方の会が開催する相談会及び講演会への他方の会の会員の推薦並びにその他両会及び両会の会員の交流を推進するための活動について継続的に協議する。
- 2 甲及び乙は定期的に協議するとともに、相互に協議を求めることができる。

第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、○年○月○日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除または変更の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後、この例による。

第11条（他団体との関係）

甲が、乙以外の建築関係の団体との間で、本協定と同趣旨の協定を締結していること及び締結することは妨げない。

この協定を証するため協定書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

○年○月○日

横浜市中央区山下町2番地 産業貿易センタービル7階
[甲] 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中央区不老町3-12 加瀬ビル201 2階
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会 長 平山 正義

・ 内容を確認した。

②行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

行政書士及び建築士事務所の紹介等に関する協定実施要領（案）

神奈川県行政書士会（以下、「甲」という。）と一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「乙」という。）の間で締結する○年○月○日付け行政書士及び建築士事務所の紹介等（以下、「本紹介制度」という。）に関する協定（以下、「本協定」という。）第8条に定める実施要領は下記のとおりとする。

第1条（担当事務局の設置及び連絡等について）

- 1 本紹介制度における乙からの連絡は、本協定第5条第1項に基づき甲神奈川県行政書士会担当事務局（以下、「甲担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 2 本紹介制度における甲からの連絡は、本協定第5条第2項に基づき乙業務課担当事務局（以下、「乙担当事務局」という。）に対して行うものとする。
- 3 甲及び乙は相互に、担当事務局の電話番号、FAX番号及びメールアドレス等連絡先を通知するものとする。

第2条（行政書士等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、乙が甲に対して行政書士または行政書士法人（以下、「行政書士等」という。）の紹介を希望する場合は、乙担当事務局から甲担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 甲において行政書士等の紹介ができない場合には、甲担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った乙の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第3条（建築士事務所等の紹介について）

- 1 本紹介制度において、甲が乙に対して建築士または建築士事務所（以下、「建築士事務所等」という。）の紹介を希望する場合は、甲担当事務局から乙担当事務局へ予め定められた書式に従い、これをFAX、同書式の電磁的記録の交付その他適宜の方法によって依頼をする。
- 2 乙において建築士事務所等の紹介ができない場合には、乙担当事務局は速やかに当該紹介依頼を行った甲の担当事務局に対し予め定められた書式に従ってその旨の連絡をするものとする。

第4条（費用について）

- 1 本紹介制度において、甲担当事務局及び乙担当事務局における事務処理費用については原則無料とし、紹介者に対しての費用請求はないものとするを基本とする。
- 2 本紹介制度の紹介により業務が発生した場合の報酬や費用については、当事者間で協議の上決定するものとし、それについては、甲および乙は、関与しない。

第5条（運営協議）

- 1 甲及び乙の運営協議は1年度中に少なくとも1回以上開催するものとする。
- 2 前項の運営協議の事務は甲及び乙の担当事務局が相互に行う。
- 3 前2項の場合にかかわらず、甲及び乙は相互に、随時運営協議の開催を求めることができる。この場合の運営協議の事務は、当該開催申出会の担当事務局が行う。

付 則

本協定及び本実施要領に定められた行政書士等の紹介のうち、行政書士法人の紹介については、甲の行政書士法人紹介体制が整うまではこれを行わないものとする。

この協定実施要領は、○年○月○日から施行する。

本実施要領を証するため、実施要領 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

○年○月○日

横浜市中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 7 階
[甲] 神奈川県行政書士会
会 長 田後 隆二

横浜市中区不老町 3-12 加瀬ビル 201 2 階
[乙] 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会 長 平山 正義

- ・ 内容を確認した。
- 書式については、弁護士会のものを参考に作成することとした。

4) ホームページの確認など (<https://j-kana.or.jp/member-support> 画面共有)

- ・ 各委員へ I D とパスワードをお知らせし、内容の確認等を実施頂くと共に不具合、修正点があれば提出頂くこととした。

5) 協力事務所紹介サービスの再協力依頼について

- ・ 「会員サポートセンター」の設立報告と「協力事務所紹介サービス」への登録促進に関する協力依頼を山口雄副会長からお願いして頂くこととした。
- また登録締切は、5 月 3 1 日とした。
- ・ 6/7 総会においても出席者に登録依頼を実施することとした。

6) 追加情報の掲載検討依頼について (広報情報委員会検討依頼)

- ・ 以下 3 件について追加掲載の検討要望があり、内容を確認し、掲載予定とした。

建築士事務所賠償責任保険
建築士事務所企業年金基金 (法人事務所対象)
神奈川県建設業国民健康保険組合 (個人事務所対象)

7) 全国設計事務所健康保険組合について (法人事務所対象)

- ・ 追加掲載することとした。

8) 「建築士事務所企業年金基金」について (進捗報告)

- ・ 年金 + α 分の内容。

9) 協定締結後の運用について (担当委員会の検討) (進捗報告)

- ・ 当面は業務支援委員会が担当することとした。

10)「広報情報委員会との合同WEB会議」について

- ・必要時に開催することとした。

(3) 講習会等の動画配信に関するルール作りについて

- ・山口副会長より資料提供あり。

講習会等の動画配信に関するルールについて（木造特別委員会 山中委員長より情報提供）

アーカイブ配信について注意していること

- ・知的財産権、著作権、肖像権に対して措置が必要な素材は使わないで講習を行えるもののみアーカイブ配信している

※講師自ら作成した資料（法文、事例などを参考に書き起こしたものは）はOKであるが、書籍の複製などは原則不可（リアル講習は出典を記載した場合は良いものもある）

※アーカイブの場合は複製利用の2次利用となりYouTube同等に消せないこともあるので十分に注意が必要となる

- ・国交省などが周知へ利用しているネット公開されている物は複製禁止がされていないので問題ない
- ・写真利用については、撮影者、被写体の所有者などの了解を得ている物のみ採用している

※内田委員などにおいては、社寺の写真などは所有者、工事関係者、設計者、檀家や氏子の総代等へ承認を得て利用している

※山中は利用した書籍を所有していることは勿論だが幸いにも執筆者などとのつながりもあるので一声かけて法定団体講習への利用に限り了解を得ていて、講習内では図版を掲載の書籍を購入するように促すコメントを配信している

※以前、会報への寄稿の際に元委員が無断で見学会の際に撮影した図版の掲載未遂があり問題視したこともあり慎重に対応している

- ・原則としてアーカイブ配信する際は、リアル登壇者の了解を得ていることは当然であるが、利用料を支払うことで少額であるものの期間限定で借用という体裁としている
- ・外部講師の場合は、利用承諾書という形で契約を行い利用するように考えている（現在事例無し）
- ・各支部や外部団体、行政よりの希望により動画貸し出しの際はディスク等の固定媒体へ焼き付け物品貸し出し（有償）という形式をとっている（県央支部？へ貸し出しで事例あり）

★この運用は委員会内で独自に定めたルールですので、本会として同様の実施をする際は、建築士の守秘義務及び知的財産権を扱う団体ということであるので弁護士等へ事前に相談を行い、権利関係を整理する契約書を用意して取り決めて進めるのが好ましいと思います

（ご意見等）

- ・録画できるソフトも出てきているので、録画NGのコメントも記載すべき。
- ・チェックリストもあった方が良いのでは。

- ・当委員会でルール案を作成することとした。
また、作成したルールについては、指導委員会を通じ、弁護士の方にも確認頂くこととした。
- ・講師を依頼した担当委員会が責任を持つ形とする。

(4) 業務報酬基準告示第8号の周知・普及について

①日事連作成 説明会動画の活用について

- ・会員限定で公開することとした。
- ・「会員サポートセンター」のホームページに掲載するよう広報へ依頼することとした。

②当会作成「建築士事務所の業務報酬算定方法 2020」の改定について（別冊資料として配布）

- ・官公庁の積算基準も参考に改訂案を作成することとした。
また、マンション等の大規模修繕業務の報酬算定方法も追加する。

担当者：江間委員

（５）その他

①日事連 JAAF-MST 専門担当の報告

- ・江間委員より、JAAF-MST の改定作業を実施し、ベータ版の確認作業中であることが報告された。

②当会の非公式ツイッターについて

- ・横須賀支部が主に利用していることから支部に移行することも検討したが、支部より削除依頼があったため、対応することとした。（事務局で対応）

次回委員会日程について

令和 6 年 5 月 1 3 日（月）10:00～12:00 WEB 会議